

**「令和元年台風第19号による災害」に係る
中小企業施設設備復旧支援事業費補助金
公募要領(令和2年度:第3次募集)
〔中小製造業者対象〕**

宮城県では、令和元年台風第19号による災害（以下「台風災害」という。）により被災された中小企業者のうち製造業者（以下「中小製造業者」という。）の生産施設及び生産設備の復旧を支援するため、「中小企業施設設備復旧支援事業」を実施し、その補助金の交付を受ける事業者の公募を行います。

募 集 期 間

令和2年11月2日(月)～令和2年12月4日(金)

宮 城 県

本事業に関する問い合わせ先

《食料品製造業》 農政部 食産業振興課 食ビジネス支援班
【電話 022(211)2812】

《上記以外の製造業》 経済商工観光部 新産業振興課 産学連携推進班
【電話 022(211)2721】

目次

1	事業の概要	
1-1	目的	1
1-2	補助対象事業	1
1-3	補助率及び補助限度額	1
1-4	事業期間	1
1-5	事業の標準的な手続きと流れ	2
2	補助事業の要件	
2-1	対象となる事業者	3
2-2	対象となる事業要件	3
2-3	補助の対象となる経費	4
3	補助採択の選定方法	
3-1	評価方法	6
3-2	評価のポイント	6
4	申請方法	
4-1	提出書類【法人の場合】	7
4-2	提出書類【個人事業主の場合】	8
4-3	申請書の提出先	9
5	注意事項	
5-1	申請にあたっての注意	10
5-2	県からの補助金の支払いについて	10
5-3	補助事業者から受注業者への代金の支払いについて	10
5-4	消費税の取り扱いについて	11
5-5	補助金により整備した施設・設備（財産）の管理について	11
5-6	他の補助事業の取り扱いについて	11
6	記入要領	
6-1	補助金交付申請書（様式第1号）	12
6-2	補助事業計画書（別紙1）「1 事業者の概要」	13
6-3	補助事業計画書（別紙1）「2-ア 生産施設の復旧整備の内容」	14
6-4	補助事業計画書（別紙1）「2-イ 生産施設の復旧事業費」	15
6-5	補助事業計画書（別紙1）「3-ア 生産設備の復旧整備の内容」	16
6-6	補助事業計画書（別紙1）「3-イ 生産設備の復旧事業費」	17
6-7	補助事業計画書（別紙1）「4 補助金申請（実績）額」	18
6-8	補助事業計画書（別紙1）「5 復旧事業の内容・効果」	19
6-9	生産施設位置図配置図の例	20
6-10	生産設備位置図配置図の例	21
6-11	日本標準産業分類表	22

※巻末 納税証明書関係書類，申請書類チェックリスト

1 事業の概要

1-1 目的

台風災害により甚大な被害を受けた地域において、地域の生活基盤となっている中小企業者のうち製造業者（以下、「中小製造業者」という。）が実施する生産施設及び生産設備の復旧事業を支援することにより、被災地域の復旧を促進することを目的とします。

1-2 補助対象事業

台風災害により甚大な被害を受けた中小製造業者が、生産能力の早期復旧、雇用維持及び被災地域の復旧のため、事業の再開又は継続をするための生産施設及び生産設備の復旧（修理、建替・入替）をする場合、その経費の一部を補助します。

1-3 補助率及び補助限度額

補助率	補助対象経費の1/2以内 (対象経費に消費税分は含みません)
補助限度額	補助上限額 1,000万円 補助下限額 100万円

※ 応募者が多数の場合は、予算の都合により交付されないことや、補助率の範囲内で減額して交付されることがあります。

1-4 事業期間

(1) 募集期間

令和2年11月2日（月）～令和2年12月4日（金）午後5時まで【必着】

※上記以外はいかなる理由があっても受付いたしません。御承知ください。

(2) 交付決定

令和3年1月中旬（予定）

(3) 事業完了

令和3年2月28日まで

※上記期日までに、施設設備の復旧及び経費の支払を完了することが条件となります。

1 事業の概要

1-5

事業の標準的な手続きと流れ

補助金交付申請書の提出 【事業者→県】	令和2年12月4日まで
↓	
補助金交付決定 【県→事業者】	令和3年1月中旬（予定）
↓	
概算払：履行調査（現地確認） 【県→事業者】	必要があり、条件が整えば
↓	
概算払請求書の提出 【事業者→県】	必要があり、条件が整えば
↓	
補助金の概算払 【県→事業者】	必要があり、条件が整えば
↓	
実績報告書の提出 【事業者→県】	補助事業の完了から15日以内又は翌年度4月5日のいずれか早い日までに
↓	
完了検査（現地調査） 【県→事業者】	受理後
↓	
補助金の額の確定 【県→事業者】	完了検査後
↓	
補助金の精算払 【県→事業者】	額の確定後、約1カ月程度

2 補助事業の要件

2-1

対象となる事業者

次の5つの要件にすべて該当することが必要です。

番号	要件	解説
1	県内で事業再開・継続を目指す 中小製造業者であること	資本金規模「3億円以下」または従業員規模「300人以下」 (ゴム製品製造業は従業員規模「900人以下」(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。))
	「みなし大企業」でないこと	※「みなし大企業」(次のいずれかに該当) ア 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有していること イ 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有していること ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めること
2	主たる事業として製造業を営んでいること	「製造業」とは、「①新たな製品の製造加工を行う事業所」、「②新たな製品を主として卸売する事業所」の2つの条件を備えた事業所であり、「日本標準産業分類」の中、「E 製造業」に分類されている業種に該当するものです。 ※ 複数業種を営む場合は、被災直前の売上高における製造業売上の割合、施設・設備の使用状況、従業員の構成等を総合的に勘案して判断します。
3	県税に未納がないこと	申請時に、宮城県発行の「納税証明書」を提出していただきます。
4	暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと	暴力団又は暴力団員等であるか調査するため、申請時に「誓約書」と「役員等名簿」を提出していただきます。
5	県が実施する台風災害における製造業者に対する施設設備の復旧等に係る補助金の交付を受けていないこと	同一の法人・個人が、本事業のほか、「中小企業等グループ施設等復旧整備補助金」等の台風災害復旧関連の補助金を重複して受給することはできません。

2-2

対象となる事業要件

(1) 事業効果の要件 (いずれにも該当すること)

- 当該中小製造業者の生産能力の早期復旧に資する事業であること
- 当該中小製造業者の雇用維持に資する事業であること
- 被災地域の復旧に資する事業であること

(2) 被災の要件

- 台風災害により、補助の対象となる経費に規定する生産施設及び生産設備の全部又は一部に甚大な被害が生じていること

2 補助事業の要件

2-3

補助の対象となる経費

【補助対象となる生産施設及び生産設備】・・・次のすべてを満たすもの

- ① 台風災害により損壊又は滅失したものの復旧に係るもの
- ② 事業の再開又は継続に必要な不可欠なもの
- ③ 宮城県内で直接生産活動に利用されるもの
- ④ 事業者の所有するもの（所有とみなされるものを含む）の復旧に係るもの
- ⑤ 別表（※）に掲げる資産の復旧に係るもの
- ⑥ 台風災害の発生から事業完了の日までの間に復旧が完了するもの

注）補助金交付決定の前に行われた復旧事業であっても、写真や書類等による確認が可能であり、県が適正と認めた場合には、補助の対象とします。

※別表（補助の対象となる経費）

区分	内 訳
生産施設	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号）別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表に記載の資産のうち、種類が建物、構造が次のもので、その用途が「工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの」の施設 【構造又は用途】 ○ 鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの ○ れんが造、石造又はブロック造のもの ○ 金属造のもの ○ 木造又は合成樹脂造のもの ○ 木骨モルタル造のもの
生産設備	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号）別表第二 機械及び装置の耐用年数表に記載の機械及び装置のうち、設備の種類が以下の設備 【設備の種類】 ○ 食料品製造業用設備 ○ 飲料、たばこ又は飼料製造業用設備 ○ 繊維工業用設備 ○ 木材又は木製品（家具を除く。）製造業用設備 ○ 家具又は装備品製造業用設備 ○ パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備 ○ 印刷業又は印刷関連業用設備 ○ 化学工業用設備 ○ 石油製品又は石炭製品製造業用設備 ○ プラスチック製品製造業用設備 ○ ゴム製品製造業用設備 ○ なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備 ○ 窯業又は土石製品製造業用設備 ○ 鉄鋼業用設備 ○ 非鉄金属製造業用設備 ○ 金属製品製造業用設備 ○ はん用機械器具（はん用性を有するもので、他の器具及び備品並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるものをいう。）製造業用設備 ○ 生産用機械器具（物の生産の用に供されるものをいう。）製造業用設備 ○ 業務用機械器具（業務用又はサービスの生産の用に供されるもの（これらのものであつて物の生産の用に供されるものを含む。）をいう。）製造業用設備 ○ 電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備 ○ 電気機械器具製造業用設備 ○ 情報通信機械器具製造業用設備 ○ 輸送用機械器具製造業用設備 ○ その他の製造業用設備

2 補助事業の要件

<補助対象とならないもの>

次の経費は補助対象外となりますので御注意ください。

対象とならない経費	対象とならないものの例
事業者の所有物件でないものの復旧に係るもの ※ 事業者への名義変更をしていなかったなど、事業者が所有しているとみなされるものを除く	<ul style="list-style-type: none"> ×リース物件 ×【法人の場合】代表者個人や役員、親族が所有する物件 ×【個人事業主の場合】代表者の親族が所有する物件
事業者が、直接生産活動に使用しないもの	×他者に貸し出すための施設・設備
台風災害における被災と関連のないもの	<ul style="list-style-type: none"> ×災害で損壊していないものに係る修理、建替・入替 ×災害前の施設・設備からのグレードアップ
仮設（一時的・暫定的な利用）に使用するもの	×仮設工場、仮設作業所、仮設倉庫の整備
土地の整備等に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> ×土地の取得費 ×土地の整地・嵩上げ、外構工事、駐車場の整備 ×被災建物、施設等の撤去、処分費用
生産施設・生産設備に含まれないもの	<ul style="list-style-type: none"> ×備品、什器、工具、車両（作業車両含む） ×コピー機、パソコン等の事務用品（生産に不可欠なソフトウェアを除く） ×エアコン（生産に不可欠であり、県が認めた場合を除く） ×事務所、休憩所等の従業員の厚生施設※ <p style="margin-left: 40px;">※ 「事務所兼工場」等、一体で建替えた場合で、経費が明確に分離できない場合は、それぞれの施設の床面積の割合に応じて対象経費を計算します。</p> <p style="margin-left: 40px;">例）生産施設 200㎡、その他施設 100㎡、全体経費 600万円の場合、対象経費は、</p> <p style="margin-left: 80px;">$600 \text{万円} \times \frac{2}{3} = 400 \text{万円}$とします。</p>
間接的な経費	<ul style="list-style-type: none"> ×手数料、保険料、通信費、印紙代、雑費等 ×租税公課（不動産取得税、登録免許税等） ×法令に基づく申請費用（建築確認申請費等）
事業者の費用の支払いが明確に証明できないもの	<ul style="list-style-type: none"> ×経費区分の明細がなく（実施した事業の内訳がわからず）一括で支払われている経費 ×補助対象事業以外の取引と混同して支払いが行われている経費（補助対象経費が明確に区分されている場合を除く） ×補助事業者以外が発行する手形・小切手（いわゆる「回し手形」等）での支払いの場合
被災施設・設備に対して支払われた保険金等	復旧（修理、建替、入替）経費から保険金（共済金・給付金を含む）又は移転補償費の額を除外します。

3 補助採択の選定方法

3-1

評価方法

県は、補助金の交付申請があったものの中から、県が定める基準に基づき「補助事業計画」を評価し、予算の範囲内で、地域の被災状況を勘案し、補助金交付に相当する中小製造業者を決定します。

したがって、公募の要件を満たした申請であっても、交付決定とされない場合がありますので、御了承願います。

3-2

評価のポイント

(1) 被害の状況

台風災害により生産施設及び生産設備の全部又は一部に甚大な被害が生じているか。

- ・施設や設備の被害の程度（全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、浸水等）

(2) 施設設備の復旧整備内容

事業者の全部、若しくは一部の独立した生産機能が回復し、早期に事業活動が再開されるか。

- ・生産活動が再開される品目の明確性
- ・上記品目の生産活動が再開される時期

復旧整備の内容が必要不可欠で合理的であるか。

- ・事業活動再開における公的資金の導入の必要性
- ・事業内容と収支計画の整合性等

(3) 生産能力等の回復への効果

復旧整備により事業者の生産能力の回復や雇用維持に大きな効果が期待できるか。

- ・生産能力の回復による出荷額等
- ・生産能力の回復による雇用者数等

(4) 地域への波及効果

復旧整備により地域等の経済・雇用に大きな波及効果が期待できるか。

- ・地域や他企業に及ぼす経済・雇用等の波及効果

4 申請方法

4-1

提出書類【法人の場合】

	書類名	説明
1	補助金交付申請書（様式第1号）	県指定の様式。記入要領 12 ページ参照。
2	事業計画書（別紙1）	県指定の様式。記入要領 13～19 ページ参照。
3	補助事業に要する経費の根拠が分かる書類（見積書等の写し）	補助対象となる施設・設備の復旧について、施工（販売）の価格が分かる見積書や請求書の写しを添付。
4	位置図（地図）	復旧する事業所の位置がわかるもの。
5	配置図，平面図等	補助対象となる生産施設及び生産設備の配置がわかるもの。記入要領 20～21 ページ参照。
6	直近3年間の財務諸表	3期分の「損益計算書」及び「貸借対照表」
7	定款の写し	
8	登記事項証明書	3ヵ月以内に法務局で発行のもの。全部事項及び現在事項の記載のあるもの。
9	納税証明書（税目：すべての県税）	県税事務所の窓口で証明を受けること。巻末様式集参照。
10	暴力団排除に関する誓約書（別紙2）	県指定の様式。「□当社」にチェック☑し、記名押印の上、提出。巻末様式集参照。
11	役員等名簿	県警照会用の県指定の様式。法人の役員の氏名等を全て記載すること。巻末様式集参照。
12	株主名簿の写し【株式会社】 社員名簿の写し【特例有限会社】	会社法に基づくもので、任意様式。※「社員」は「従業員」ではありませんので御注意願います。
13	台風災害時に所有する資産の内容がわかる書類	台風災害時（令和元年10月12日）の固定資産台帳の写し等資産の一覧が記載されているもの。
14	中小企業施設設備復旧支援事業に係る申告書（別紙3-1）	県指定の様式。すべての確認事項に回答し、記名押印の上、提出。巻末様式集参照。
15	保険・共済及び移転補償等に関する誓約書	「保険等の対象となっている場合」又は「保険等の対象となっていない場合」のいずれかを提出。
16	「法人事業概況説明書」の写し	平成30年度法人税の申告の際に提出したもの。
17	罹災（被災）証明書の写し	市町村が発行した事業所に係る「罹災（被災）証明書」の写し。ない場合、被害状況の分かる写真及び書類等を添付。
18	会社案内，パンフレット等	事業所が発行したもので、事業の概要がわかるもの。 【任意】

※巻末の「補助金申請提出書類チェックリスト【法人用】」を併せて提出してください。

4 申請方法

4-2

提出書類【個人事業主の場合】

	書類名	説明
1	補助金交付申請書（様式第1号）	県指定の様式。記入要領 12 ページ参照。
2	事業計画書（別紙1）	県指定の様式。記入要領 13～19 ページ参照。
3	補助事業に要する経費の根拠が分かる書類（見積書等の写し）	補助対象となる施設・設備の復旧について、施工（販売）の価格が分かる見積書や請求書の写しを添付。
4	位置図（地図）	復旧する事業所の位置がわかるもの。
5	配置図、平面図等	補助対象となる生産施設及び生産設備の配置がわかるもの。記入要領 20～21 ページ参照。
6	直近3年間の財務諸表	3期分の「損益計算書」及び「貸借対照表」
7	住民票抄本	代表者のもの。3カ月以内に発行のもの。
8	納税証明書（税目：すべての県税）	県税事務所の窓口で証明を受けること。巻末様式集参照。
9	暴力団排除に関する誓約書（別紙2）	県指定の様式。「口私」にチェック☑し、記名押印の上、提出。巻末様式集参照。
10	役員等名簿	県警照会用の県指定の様式。申請者の氏名等を記載すること。巻末様式集参照。
11	台風災害時に所有する資産の内容がわかる書類	台風災害時（令和元年10月12日）の固定資産台帳の写し等資産の一覧が記載されているもの。
12	中小企業施設設備復旧支援事業に係る申告書（別紙3-2）	県指定の様式。すべての確認事項に回答し、記名押印の上、提出。巻末様式集参照。
13	保険・共済及び移転補償等に関する誓約書	「保険等の対象となっている場合」又は「保険等の対象となっていない場合」のいずれかを提出。
14	「青色申告決算書」又は「収支内訳書」の写し	平成30年の所得税確定申告の際に提出したもの。
15	罹災（被災）証明書の写し	市町村役場が発行した事業所に係る「罹災（被災）証明書」の写し。ない場合、被害状況の分かる写真及び書類等を添付。

※巻末の「補助金申請提出書類チェックリスト【個人事業主用】」を併せて提出してください。

4 申請方法

4-3

申請書の提出先

《直接持参する場合》【受付時間：平日の午前9時から午後5時まで】

場所	提出先	
県庁	食料品製造業 (県庁10階)	農政部 食産業振興課 食ビジネス支援班 【電話 022 (211) 2812】
	上記以外の製造業 (県庁14階)	経済商工観光部 新産業振興課 産学連携推進班 【電話 022 (211) 2721】
大河原 合同庁舎	大河原地方振興事務所 地方振興部 【電話 0224 (53) 3199】 柴田郡大河原町字南129-1 大河原合同庁舎 2階	
仙台 合同庁舎	仙台地方振興事務所 地方振興部 【電話 022 (275) 9114】 仙台市青葉区堤通雨宮町4-17 仙台合同庁舎 4階 ※ 公共交通機関の利用に御協力願います。	
大崎 合同庁舎	北部地方振興事務所 地方振興部 【電話 0229 (91) 0744】 大崎市古川旭4-1-1 大崎合同庁舎 4階	
栗原 合同庁舎	北部地方振興事務所栗原地域事務所 地方振興部 【電話 0228 (22) 2195】 栗原市築館藤木5-1 栗原合同庁舎 2階	
登米 合同庁舎	東部地方振興事務所登米地域事務所 地方振興部 【電話 0220 (22) 6112】 登米市迫町佐沼字西佐沼150-5 登米合同庁舎 4階	
石巻 合同庁舎	東部地方振興事務所 地方振興部 【電話 0225 (95) 1414】 石巻市あゆみ野5丁目7番地 石巻合同庁舎 3階	
気仙沼 合同庁舎	気仙沼地方振興事務所 地方振興部 【電話 0226 (24) 2593】 気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6 気仙沼合同庁舎 2階	

※ 県庁に来庁者用の無料駐車場はございません。公共交通機関の利用に御協力願います。

※ 県地方振興事務所への提出の場合には、「食料品製造業」「食料品製造業以外の製造業」の区分はありません。

《郵送により提出する場合》

郵送先 (宛名)
〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1 宮城県庁 《食料品製造業の場合》 農政部 食産業振興課 食ビジネス支援班【電話 022 (211) 2812】 《上記以外の製造業の場合》 経済商工観光部 新産業振興課 産学連携推進班【電話 022 (211) 2721】

《提出期間》

令和2年11月2日(月)～令和2年12月4日(金)午後5時まで【必着】

※ 上記以外はいかなる理由があっても受付いたしません。御承知ください。

5 注意事項

5-1

申請にあたっての注意

- 提出した書類はお返しいたしません。県からお問合せ等を行う場合がございますので、その内容が分かるよう、提出書類のコピーをとって御自身の控えとして保管願います。
- 提出した書類に記載漏れ、記載誤り、添付書類漏れ、添付書類不備がある場合、交付決定できない場合がございますので、特に郵送にて提出の際は今一度確認する等各自御注意願います。
- 審査の経過・結果に関するお問合せには応じかねます。
- 交付決定の際に通知する交付予定額は上限を示すものであって、最終的には現地調査結果等をもって補助金額を決定することから、交付予定額から減額又は取消す場合があります。
- 本事業の実施にあたって、適正かつ透明性等を図るため、補助金の交付決定を受けた場合、補助事業者名（企業名等）が公表となります。なお、行政文書情報の開示請求があった場合には、補助金の交付決定額も開示することになりますので、この点について御承知いただくとともに、適正な事業の執行に努めるようお願いいたします。

5-2

県からの補助金の支払いについて

<補助金の支払いは後払いになります。>

- 県から補助事業者への補助金の支払いは、施設設備の復旧が完了し、工事請負業者や設備納入業者等への代金の支払いが済んでいる経費が対象となります。
- したがって、補助事業者から工事請負業者や設備納入業者等への代金の支払に關しましては、全て一旦、各補助事業者において立替払で業者等へお支払いいただくこととなりますので、御注意願います。

5-3

補助事業者から受注業者への代金の支払いについて

<補助金の出納は専用の通帳でお願いします。>

- 事業の経費の執行を明確にするため、補助金に係る事業を行う際は、専用の通帳を作成し、原則として、そこからの「振込」でお支払いされるようお願いいたします。
 - * 既に支払い済の場合は専用通帳の作成は必要ありませんが、県による現地調査の際に支払い金額が分かる通帳等の提示が必要となります。
- やむを得ず現金での支払となる場合でも、支払額が明示されるよう、必要額をその通帳から引き出して、支出されますようお願いいたします。
- 補助金専用の元帳も作成し、出納を管理するようお願いいたします。

<「回し手形」でのお支払いはできません。>

- 補助金に係る事業については、補助事業者自身が経費を負担したことを証明する必要があります。
- 経費の支払いの際、費用負担の証明ができない「回し手形（裏書譲渡された手形）」の使用は出来ませんので、御注意願います。

5 注意事項

5-4

消費税の取り扱いについて

＜消費税分は補助金の対象となりません。＞

- 補助金は、その制度上、消費税分を各補助事業者へお支払いすることが出来ません。
- 補助金の申請には、すべての金額を消費税抜きの数字で積算願います。（内税の場合には1.1で割り戻して、税抜きの価格にて積算願います。）

5-5

補助金により整備した施設・設備（財産）の管理について

＜補助事業で整備した施設や設備は、勝手に処分することはできません。＞

- 事業が完了した後は、財産の台帳を整備し、保管状況を明らかにしてください。
※台帳は別紙1「中小企業施設設備復旧支援事業費補助金補助事業計画書（補助事業実績報告書）2-A～3-I」の作成をもって代えることができます。
- 補助金で整備した施設や設備を補助金の交付の目的以外に使用したり、処分したりする場合は、事前に知事の承認を受けなければなりません。
- 処分とは、「取壊し」、「廃棄」、「他の用途での使用」、「貸付」、「譲渡」、「交換」、「担保提供」をすることです。
- 知事の承認が必要な期間は、当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間となります。
- 知事の承認を受けて財産を処分し、収入を得た場合には、その収入に相当する額の全部又は一部を県に返還する必要があります。

5-6

他の補助事業の取り扱いについて

＜国から直接補助金を受けている経費は、当該補助金額分を差し引きます。＞

- 国が直接実施する台風災害における製造業者に対する施設設備関連の復旧・復興補助事業の採択を受けた場合、補助対象経費からその国庫補助金等を差し引いた額に今回の補助率である1/2以内を乗じた金額が補助金額となります。

＜県が実施する製造業者に対する復旧・復興補助事業との重複はできません。＞

- これまでに本事業の補助金の交付を受けている事業者は、追加での申請はできません。（同一事業者による本事業の実施は1回限りとなります。）
- 県が実施する台風災害における製造業者に対する施設設備関連の復旧・復興補助事業（例：中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業）との重複（併用）はできません。
- 本事業の交付決定を受けた後に、県が実施する上記補助事業の交付決定を受けた場合には、廃止の手続きを申請し、知事の承認を受けてください。すでに交付を受けている補助金があるときは、直ちに返還する必要があります。

【記入要領】 6-1 補助金交付申請書（様式1号）

様式第1号（第8条関係）

「令和元年台風第19号による災害」に係る
令和2年度中小企業施設設備復旧支援事業費補助金交付申請書

上記のとおり記入願います。

令和2年__月__日

提出日を記入願います。

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

このとおり記入願います。

(申請者)

住所 東京都〇〇区〇〇町1-2-3

名称 〇〇工業株式会社

代表者名 代表取締役社長 宮城太郎

代表
者印

個人事業主は実印

令和2年度において、中小企業施設設備復旧支援事業を下記により実施したいので、補助金等交付規則第3条の規定により中小企業施設設備復旧支援事業費補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

補助事業計画書

「4 補助金申請額」の①合計から
転記願います。

1 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

(1) 補助事業に要する経費 27,000,000 円

(2) 補助金交付申請額 9,700,000 円

補助事業計画書

「4 補助金申請額」の⑥合計から
転記願います。

2 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分

(別紙「補助事業計画書」のとおり)

3 補助事業完了予定日

令和3年2月28日

※全ての経費の支払が完了する日を記入願います。

※令和3年2月28日までに、経費の支払いを完了することが申請の条件となります。

(関係書類)

- ① 補助事業計画書（別紙1）
- ② 補助事業に要する経費の根拠が分かる書類（見積書の写し）
- ③ 直近3年間の財務諸表
- ④ 定款の写し[法人の場合]
- ⑤ 登記事項証明書（全部事項・現在事項）[法人の場合] 又は代表者の住民票抄本[個人の場合]
- ⑥ 納税証明書（税目：全ての県税）
- ⑦ 暴力団排除に関する誓約書（別紙2）
- ⑧ 株主名簿の写し[株式会社の場合] 又は社員名簿の写し[特例有限会社の場合]
- ⑨ 中小企業施設設備復旧支援事業に係る申告書（別紙3-1 又は別紙3-2）
- ⑩ 保険・共済及び移転補償等に関する誓約書（保険等の対象となっている場合）
- ⑪ 保険・共済及び移転補償等に関する誓約書（保険等の対象となっていない場合）
- ⑫ その他知事が必要と認める書類

6-2 補助事業計画書（別紙1） 「1 事業者の概要」

1 事業者の概要

記入欄	説明
①事業者名	・法人の場合は、登記事項証明書の商号を記入。 ・個人事業主の場合は、代表者名とし、屋号又は商号をカッコ書きで記入。
②法人番号（法人のみ）	・法人番号（13桁）を記入。
③代表者役職・氏名	・代表者の役職と氏名を記入。 ・個人事業主の場合で、代表者の役職を設けていない場合は、氏名のみを記入。
④（本社）所在地・電話番号	・法人の場合は、登記事項証明書の本店住所を記入。 （※例えば、本社が東京都にある場合は、東京都の住所を記入してください。） ・個人事業主の場合は、住民票の住所を記入。
⑤業種	・「日本標準産業分類」（平成25年10月改訂）の分類項目に従い記入。 ・中分類は〔 〕内に2桁の分類番号と、分類の名称を記入。 ・小分類は〔 〕内に3桁の分類番号と、分類の名称を記入。 ※「日本標準産業分類」については、22～24ページを参照してください。業種が判断できない場合は、担当課（新産業振興課／食産業振興課）に確認してください。
⑥事業内容	・法人又は個人事業の主な事業内容を箇条書きで記入。 ・兼業の場合は、その事業内容を箇条書きで記入し、主な事業内容を含めた各々の売上割合も記入。
⑦資本金	・申請書作成時点での資本金額を記入。 ・個人事業主の場合は、記入不要。
⑧従業員数	・申請書作成時点における正社員又は正社員に準じた方（期限の定めのないパート従業員も含む）の数について記入。
⑨補助事業担当者	・提出書類の内容や事業の内容に関する県からの照会に対応できる方について記入。 ・「電話番号」「FAX」「Eメール」は、常時、連絡がとれるものを記入。 ・「書類送付先所在地・名称」は、県からの文書等の送付先を記入。
⑩主な施設の被害状況	・「主な施設の名称」については、複数の施設が被災した場合でも、主要なもの1つについて名称を記入。[例：仙台工場、事務所兼工場、等] （施設整備の補助金申請をしない場合でも、記入してください。）
主な施設の被害区分	・「全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊」のうち、該当する区分をチェック☑。 ・浸水の状況について、該当する区分をチェック☑し、浸水の状況をメートル単位で記入する。

記入例

別紙1

「令和元年台風第19号による災害」に係る中小企業施設設備復旧支援事業費補助金 補助事業計画（補助事業実績報告書）

1 事業者の概要

①事業者名	〇〇工業株式会社 ※個人事業主の場合「宮城太郎(宮城工業)」	②法人番号（法人のみ）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
③代表者役職・氏名	役職：代表取締役社長 氏名：宮城 太郎														
④（本社）所在地 ・電話番号	(〒 100 - ××××) 東京都〇〇区〇〇町1-2-3 (電話： 03 - 2000 - ××××)														
⑤業 種 ※「日本標準産業分類表」 から選択	大分類	中分類		小分類											
	(E) 製造業	番号(2ケタ) 〔 26 〕 生産用機械器具製造業		番号(3ケタ) 〔 266 〕 金属加工機械製造業											
⑥事業内容	金属切削加工機械の製造												(売上割合)	⑦資本金	5.000万 円
	(兼業の場合、その事業内容)												%	⑧従業員数	30 人
⑨補助事業担当者	役職：工場長 氏名：青葉 次郎														
	電話番号： 0224-〇〇-×××× FAX： 0224-〇〇-△△△△ Eメール： shinsan@pref.miyagi.lg.jp														
⑩主な施設の被害状況	書類等送付先所在地・名称：〒981-〇〇〇〇 伊具郡丸森町字〇〇4-5 〇〇工業株式会社 丸森工場														
	「主な施設」の名称	丸森工場				主な施設の被害区分		<input type="checkbox"/> 全壊 <input checked="" type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊 <input checked="" type="checkbox"/> 床上浸水 (1.2m) <input type="checkbox"/> 床下浸水 (m) <input type="checkbox"/> 浸水被害なし							
	「主な施設」の所在地	伊具郡丸森町字〇〇4-5													

6-3 補助事業計画書（別紙1）「2-ア 生産施設の復旧整備の内容」

2-ア 生産施設の復旧整備の内容

記入欄	説明
①番号	・記入した行について「1」から通し番号を記入。
②被災施設名	・台風災害により被災した生産施設（建物など）について記入。 ・例えば、工場と事務所が一体となっている場合は、「工場兼事務所」等のように記入。
所在地	・被災した生産施設の所在地を記入。 ・表1の「④(本社)所在地・電話番号」に記入した所在地と同じ場合は「本社所在地と同じ」にチェック☑
③構造	・「()階建」については、()内に建物の階数を記入。平屋建の場合は「1」と記入。 ・「RC造、鉄骨造、木造、その他」については、該当する区分をチェック☑。さらに、「その他」の場合は、その構造を余白に記入。
④延べ床面積	・被災した工場等の施設の延べ床面積を、㎡単位で記入。
うち生産施設部分	・被災した施設の全体面積のうち、事務所などの生産と関係のない部分の面積を除いた、生産に必要な工場などの面積を記入。
⑤被害の程度	・「全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊」のうち、該当する区分をチェック。☑
⑥復旧施設名	・左の欄に記入した被災施設の復旧内容を記入。 ・修理の場合など、施設の名称（用途）が変わらない場合は、「左の施設と同じ」にチェック。☑
所在地	・施設を復旧した場所を記入。同じ場合で復旧する場合は、「左の施設と同じ場所」にチェック。☑
⑦構造	・「()階建」については、()内に建物の階数を記入。平屋建の場合は「1」と記入。 ・「RC造、鉄骨造、木造、その他」については、該当する区分をチェック☑。さらに、「その他」の場合は、その構造を余白に記入。
⑧延べ床面積	・整備に係る床面積を、㎡単位で記入。
うち生産施設部分	・整備した施設の全体面積のうち、事務所などの生産と関係のない部分の面積を除いた、生産に必要な工場などの面積を記入。
⑨復旧内容	・「修理」又は「建替」のどちらか一方をチェック☑。 ・「整備完了」「支払完了」は、それぞれ年月日を記入。整備・支払が完了していない場合は、予定の年月日を記入。
⑩耐用年数	・減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号）で定める耐用年数を記入。

記入例

2-ア 生産施設の復旧整備の内容

① 番号	被害のあった生産施設の状況				左に記載した生産施設の復旧整備内容			
	②被災施設名	③構造	④延べ床面積 (㎡)	⑤被害の程度	⑥復旧施設名	⑦構造	⑧延べ床面積 (㎡)	⑨復旧内容
	所在地		うち生産施設部分		所在地		うち生産施設部分	⑩耐用年数
1	丸森工場兼事務所	(2)階建 <input type="checkbox"/> RC造 <input checked="" type="checkbox"/> 鉄骨造	500	<input type="checkbox"/> 全壊 <input checked="" type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊	■左の施設と同じ	(2)階建 <input type="checkbox"/> RC造 <input checked="" type="checkbox"/> 鉄骨造	500	■修理 <input type="checkbox"/> 建替 整備完了 (R1.12.20)
	丸森町字〇〇4-5	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> その他	400	<input type="checkbox"/> 洪水流出 <input checked="" type="checkbox"/> 洪水浸水 <input type="checkbox"/> 洪水なし		<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> その他	400	支払完了 (R1.12.26)
	<input type="checkbox"/> 本社所在地と同じ					■左の施設と同じ場所	耐用年数(24年)	
2	資材倉庫	(1)階建 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造	50	<input checked="" type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊	<input type="checkbox"/> 左の施設と同じ	(1)階建 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造	50	<input type="checkbox"/> 修理 <input checked="" type="checkbox"/> 建替 整備完了 (R2.2.28)
	丸森町字〇〇4-11	<input checked="" type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> その他	50	<input checked="" type="checkbox"/> 洪水流出 <input type="checkbox"/> 洪水浸水 <input type="checkbox"/> 洪水なし		<input checked="" type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> その他	50	支払完了 (R2.3.10)
	<input type="checkbox"/> 本社所在地と同じ					■左の施設と同じ場所	耐用年数(15年)	
		()階建 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造		<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊	<input type="checkbox"/> 左の施設と同じ	()階建 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造		<input type="checkbox"/> 修理 <input type="checkbox"/> 建替 整備完了 (R . . .)
		<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> その他		<input type="checkbox"/> 洪水流出 <input type="checkbox"/> 洪水浸水 <input type="checkbox"/> 洪水なし		<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> その他		支払完了 (R . . .)
	<input type="checkbox"/> 本社所在地と同じ					■左の施設と同じ場所	耐用年数()年	

6-5 補助事業計画書（別紙1）「3-ア 生産設備の復旧整備の内容」

3-ア 生産設備の復旧整備の内容

記入欄	説明
①番号	・記入した行について「1」から通し番号を記入。
②被災設備名	・台風災害により被災した生産設備（機械・装置など）について記入。 ・同じ設備が複数被災した場合は、その数量を（ ）で記入。
設置場所	・被災した生産設備の所在地（設置場所）を記入。 ・表1の「④(本社)所在地・電話番号」に記入した所在地と同じ場合は「本社所在地と同じ」にチェック☑
③規格・型式・仕様等	・被災設備の規格，型式，仕様の他，性能，機能などについて記入。
④被害の程度	・「全壊，一部損壊」のうち，該当する区分をチェック☑。 ・さらに，「洪水流出，洪水浸水，洪水なし」のうち，該当する区分をチェック☑。
⑤復旧設備名	・左の欄に記入した被災設備の復旧内容を記入。 ・修理の場合など，設備が変わらない場合は，「左の設備と同じ」にチェック。☑ ・中古の設備を整備する場合は，「(中古)」と記入。 ・同じ設備を複数整備する場合は，その数量を（ ）で記入。
設置場所	・設備を復旧した場所を記入。 ・同じ場所で復旧する場合は，「左の設備と同じ場所」にチェック。☑
⑥規格・型式・仕様等	・復旧設備の規格，型式，仕様の他，性能，機能などについて記入。
⑦復旧内容	・「修理」又は「入替」のどちらか一方をチェック☑。 ・「整備完了」「支払完了」は，それぞれ年月日を記入。整備・支払が完了していない場合は，予定の年月日を記入。
⑧耐用年数	・減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号）で定める耐用年数を記入。

記入例

3-ア 生産設備の復旧整備の内容

① 番号	被害のあった生産設備の状況			左に記載した生産設備の復旧整備内容		
	②被災設備名	③規格・型式 ・仕様等	④被害の程度	⑤復旧設備名	⑥規格・型式 ・仕様等	⑦復旧内容
	設置場所			設置場所		⑧耐用年数
1	自動〇〇機	〇〇工業 ABC-333型 最大荷重3トン	<input type="checkbox"/> 全壊 <input checked="" type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> 洪水流出 <input checked="" type="checkbox"/> 洪水浸水 <input type="checkbox"/> 洪水なし	自動〇〇機(中古)	△△製作所 FGH-555型 最大荷重3トン	<input type="checkbox"/> 修理 <input checked="" type="checkbox"/> 入替 整備完了 (R2.1.15) 支払完了 (R2.2.4)
	丸森町字〇〇4-5			<input type="checkbox"/> 左の設備と同じ <input checked="" type="checkbox"/> 左の設備と同じ場所		耐用年数 (9年)
	<input type="checkbox"/> 本社所在地と同じ					
2	〇〇加工装置	〇〇産業 F-403型 加工範囲 200mm×200mm	<input type="checkbox"/> 全壊 <input checked="" type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> 洪水流出 <input checked="" type="checkbox"/> 洪水浸水 <input type="checkbox"/> 洪水なし		〇〇産業 F-403型 加工範囲 200mm×200mm	<input checked="" type="checkbox"/> 修理 <input type="checkbox"/> 入替 整備完了 (R2.1.17) 支払完了 (R2.2.4)
	丸森町字〇〇4-5			<input checked="" type="checkbox"/> 左の設備と同じ <input checked="" type="checkbox"/> 左の設備と同じ場所		耐用年数 (9年)
	<input type="checkbox"/> 本社所在地と同じ					
3	△△処理装置	〇〇電機 G-565型	<input type="checkbox"/> 全壊 <input checked="" type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> 洪水流出 <input checked="" type="checkbox"/> 洪水浸水 <input type="checkbox"/> 洪水なし		〇〇電機 G-565型	<input checked="" type="checkbox"/> 修理 <input type="checkbox"/> 入替 整備完了 (R2.1.20) 支払完了 (R2.2.4)
	丸森町字〇〇4-5			<input checked="" type="checkbox"/> 左の設備と同じ <input checked="" type="checkbox"/> 左の設備と同じ場所		耐用年数 (9年)
	<input type="checkbox"/> 本社所在地と同じ					

6-6 補助事業計画書（別紙1）「3-イ 生産設備の復旧事業費」

3-イ 生産設備の復旧事業費

記入欄	説明
番号	・記入した行について「1」から通し番号を記入。 ・「3-アの①番号」と一致させること。
設備の名称	・「3-アの⑤復旧設備名」を記入。
①補助事業に要する経費	・復旧経費を記入。※消費税抜きで記入。
②補助対象経費	・「①補助事業に要する経費」のうち補助対象経費を記入。※消費税抜きで記入。
③受領保険金等の額	・被災設備に対する受領保険金等の額を記入。
④補助事業に係る受領保険金等の額	・「③受領保険金等の額」のうち補助事業に係る額を記入。
⑤調整後補助対象経費	・「②補助対象経費」－「④補助事業に係る受領保険金等の額」
⑥調整後補助金額	・「⑤調整後補助対象経費」×補助率
⑦調整後自己負担額	・「①補助事業に要する経費」－「⑥調整後補助金額」

記入例

3-イ 生産設備の復旧事業費

番号	設備の名称	①	②	③	④	⑤=②-④	⑥=⑤×補助率 小数点未満切り捨て	⑦=①-⑥
		補助事業に 要する経費	補助対象経費	受領保険金等 の額	補助事業に係る 受領保険金等 の額	調整後 補助対象経費	調整後補助金額	調整後 自己負担額
1	自動〇〇機(中古)	1,600,000	1,600,000	0	0	1,600,000	800,000	800,000
2	〇〇加工装置	850,000	850,000	0	0	850,000	425,000	425,000
3	△△処理装置	550,000	550,000	0	0	550,000	275,000	275,000
						0	0	0
						0	0	0
						0	0	0
						0	0	0
						0	0	0
						0	0	0
						0	0	0
	合計	3,000,000	3,000,000	0	0	3,000,000	1,500,000	1,500,000

6-7 補助事業計画書（別紙1）「4 補助金申請（実績）額」

4 補助金申請（実績）額

記入欄	説明
①補助事業に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> 生産施設：「2-イ①の合計を転記」 生産設備：「3-イ①の合計を転記」
⑤調整後補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> 生産施設：「2-イ⑤の合計を転記」 生産設備：「3-イ⑤の合計を転記」
⑥調整後補助金額	<ul style="list-style-type: none"> 生産施設：「2-イ⑥の合計を転記」 生産設備：「3-イ⑥の合計を転記」 ※補助金の上限が1千万円ですので、金額が1千万円を超える場合は、1千万円としてください。 ※補助金の下限が100万円ですので、金額が100万円に満たない場合は、補助金の申請ができませんので、注意してください。
⑦調整後自己負担額	<ul style="list-style-type: none"> 生産施設：「2-イ⑦の合計を転記」 生産設備：「3-イ⑦の合計を転記」
合計（円）	<ul style="list-style-type: none"> 「①補助事業に要する経費」の金額を、様式第1号「交付申請書」の「補助事業に要する経費」に転記してください。 「⑥調整後補助金額」の金額を、様式第1号「交付申請書」の「補助金交付申請額」に転記してください。
「⑦調整後自己負担額」の主な調達先	<ul style="list-style-type: none"> 自己負担額の主な調達先を記入してください。

記入例

4 補助金申請（実績）額

区分	① 補助事業に要する経費	⑤ 調整後補助対象経費	⑥ 調整後補助金額	⑦ 調整後自己負担額
生産施設（円）	(表2-イ①の合計を転記) 24,000,000 円	(表2-イ⑤の合計を転記) 16,400,000 円	(表2-イ⑥の合計を転記) 8,200,000 円	(表2-イ⑦の合計を転記) 15,800,000 円
生産設備（円）	(表3-イ①の合計を転記) 3,000,000 円	(表3-イ⑤の合計を転記) 3,000,000 円	(表3-イ⑥の合計を転記) 1,500,000 円	(表3-イ⑦の合計を転記) 1,500,000 円
合計（円）	27,000,000 円	19,400,000 円	(注：上限1,000万円，下限100万円) 9,700,000 円	17,300,000 円
「⑦調整後自己負担額」の主な調達先	<ul style="list-style-type: none"> ●●●銀行からの借入れ 10,000,000 円 ●自己資金 7,300,000 円 			

6-8 補助事業計画書（別紙1）「5 復旧事業の内容・効果」

5 復旧事業の内容・効果

記入欄	説明
①本事業による復旧が生産能力の回復にどのように役立つか	<ul style="list-style-type: none"> 本事業（補助金）による復旧が生産能力の回復にどのように役立つかを，簡潔に記入。 本事業（補助金）による資金調達がなぜ必要なのかを，簡潔に記入。 数量，金額，率など数値を用いて説明すること。
復旧により生産が再開される主な品目	<ul style="list-style-type: none"> 本事業（補助金）を活用した又は活用する復旧により生産が再開される主な品目を記入。
生産再開時期	<ul style="list-style-type: none"> 本事業（補助金）を活用した又は活用する生産再開時期を記入。
②本事業による復旧が雇用維持にどのように役立つか	<ul style="list-style-type: none"> 本事業による復旧が雇用維持にどのように役立つかを，簡潔に記入。 人数，率など数値を用いて説明すること。
③本事業による復旧が地域の経済・雇用にどのような波及効果があるか	<ul style="list-style-type: none"> 本事業による復旧が地域の経済・雇用にどのような波及効果があるかを，簡潔に記入。 数値や具体例などもあげながら説明すること。
④製造品出荷額の推移	<ul style="list-style-type: none"> それぞれの時点に従い，製造品出荷額を記入。 ※年間ではなく，1か月分の実績ですので，注意してください。
⑤雇用者数の推移	<ul style="list-style-type: none"> それぞれの時点に従い，雇用者数を記入。 （ ）内には，正規雇用者数を内書きで記入。

記入例

5 復旧事業の内容・効果

①本事業による復旧が生産能力の回復にどのように役立つか	(※必ず記入すること!)		復旧により生産が再開される主な品目	旋盤 フライス盤
			生産再開時期	令和2年3月
②本事業による復旧が雇用維持にどのように役立つか	(※必ず記入すること!)			
③本事業による復旧が地域の経済・雇用にどのような波及効果があるか	(※必ず記入すること!)			
④製造品出荷額の推移	※災害前の実績 平成30年11月（1か月分）	※災害直後の実績 令和元年11月（1か月分）	本事業による復旧整備完了後の実績又は目標 令和2年11月（1か月分）	
	3,268,000 円	1,830,000 円	3,000,000 円	
⑤雇用者数の推移	※災害前の実績 平成30年11月末現在	※災害直後の実績 令和元年11月末現在	本事業による復旧整備完了後の実績又は目標 令和2年11月末時点	
	35 人 (うち正規雇用者： 28 人)	30 人 (うち正規雇用者： 25 人)	35 人 (うち正規雇用者： 28 人)	

日本標準産業分類 E 製造業

中分類 09 食品製造業	
090	管理, 補助的経済活動を行う事業所
091	畜産食品製造業
092	水産食品製造業
093	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食品製造業
094	調味料製造業
095	糖類製造業
096	精穀・製粉業
097	パン・菓子製造業
098	動植物油脂製造業
099	その他の食品製造業
中分類 10 飲料・たばこ・飼料製造業	
100	管理, 補助的経済活動を行う事業所
101	清涼飲料製造業
102	酒類製造業
103	茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く)
104	製氷業
105	たばこ製造業
106	飼料・有機質肥料製造業
中分類 11 繊維工業	
110	管理, 補助的経済活動を行う事業所
111	製糸業, 紡績業, 化学繊維・ねん糸等製造業
112	織物業
113	ニット生地製造業
114	染色整理業
115	網・網・レース・繊維粗製品製造業
116	外衣・シャツ製造業(和式を除く)
117	下着類製造業
118	和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業
119	その他の繊維製品製造業
中分類 12 木材・木製品製造業(家具を除く)	
120	管理, 補助的経済活動を行う事業所
121	製材業, 木製品製造業
122	造作材・合板・建築用組立材料製造業
123	木製容器製造業(竹, とうを含む)
129	その他の木製品製造業(竹, とうを含む)

中分類 13 家具・装備品製造業	
130	管理, 補助的経済活動を行う事業所
131	家具製造業
132	宗教用具製造業
133	建具製造業
139	その他の家具・装備品製造業
中分類 14 パルプ・紙・紙加工品製造業	
140	管理, 補助的経済活動を行う事業所
141	パルプ製造業
142	紙製造業
143	加工紙製造業
144	紙製品製造業
145	紙製容器製造業
149	その他のパルプ・紙・紙加工品製造業
中分類 15 印刷・同関連業	
150	管理, 補助的経済活動を行う事業所
151	印刷業
152	製版業
153	製本業, 印刷物加工業
159	印刷関連サービス業
中分類 16 化学工業	
160	管理, 補助的経済活動を行う事業所
161	化学肥料製造業
162	無機化学工業製品製造業
163	有機化学工業製品製造業
164	油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業
165	医薬品製造業
166	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業
169	その他の化学工業
中分類 17 石油製品・石炭製品製造業	
170	管理, 補助的経済活動を行う事業所
171	石油精製業
172	潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの)
173	コークス製造業
174	舗装材料製造業
179	その他の石油製品・石炭製品製造業

日本標準産業分類 E 製造業

中分類 18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	
180	管理, 補助的経済活動を行う事業所
181	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業
182	プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業
183	工業用プラスチック製品製造業
184	発泡・強化プラスチック製品製造業
185	プラスチック成形材料製造業(廃プラスチックを含む)
189	その他のプラスチック製品製造業
中分類 19 ゴム製品製造業	
190	管理, 補助的経済活動を行う事業所
191	タイヤ・チューブ製造業
192	ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業
193	ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業
199	その他のゴム製品製造業
中分類 20 なめし革・同製品・毛皮製造業	
200	管理, 補助的経済活動を行う事業所
201	なめし革製造業
202	工業用革製品製造業(手袋を除く)
203	革製履物用材料・同附属品製造業
204	革製履物製造業
205	革製手袋製造業
206	かばん製造業
207	袋物製造業
208	毛皮製造業
209	その他のなめし革製品製造業
中分類 21 窯業・土石製品製造業	
210	管理, 補助的経済活動を行う事業所
211	ガラス・同製品製造業
212	セメント・同製品製造業
213	建設用粘土製品製造業(陶磁器製を除く)
214	陶磁器・同関連製品製造業
215	耐火物製造業
216	炭素・黒鉛製品製造業
217	研磨材・同製品製造業
218	骨材・石工品等製造業
219	その他の窯業・土石製品製造業

中分類 22 鉄鋼業	
220	管理, 補助的経済活動を行う事業所
221	製鉄業
222	製鋼・製鋼圧延業
223	製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)
224	表面処理鋼材製造業
225	鉄素形材製造業
229	その他の鉄鋼業
中分類 23 非鉄金属製造業	
230	管理, 補助的経済活動を行う事業所
231	非鉄金属第1次製錬・精製業
232	非鉄金属第2次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む)
233	非鉄金属・同合金圧延業(抽伸, 押出しを含む)
234	電線・ケーブル製造業
235	非鉄金属素形材製造業
239	その他の非鉄金属製造業
中分類 24 金属製品製造業	
240	管理, 補助的経済活動を行う事業所
241	ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業
242	洋食器・刃物・手道具・金物類製造業
243	暖房装置・配管工事用附属品製造業
244	建設用・建築用金属製品製造業(製缶板金業を含む)
245	金属素形材製品製造業
246	金属被覆・彫刻業, 熱処理業(ほうろう鉄器を除く)
247	金属線製品製造業(ねじ類を除く)
248	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
249	その他の金属製品製造業
中分類 25 はん用機械器具製造業	
250	管理, 補助的経済活動を行う事業所
251	ボイラ・原動機製造業
252	ポンプ・圧縮機器製造業
253	一般産業用機械・装置製造業
259	その他のはん用機械・同部分品製造業

日本標準産業分類 E 製造業

中分類 26 生産用機械器具製造業	
260	管理, 補助的経済活動を行う事業所
261	農業用機械製造業(農業用器具を除く)
262	建設機械・鉱山機械製造業
263	繊維機械製造業
264	生活関連産業用機械製造業
265	基礎素材産業用機械製造業
266	金属加工機械製造業
267	半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業
269	その他の生産用機械・同部分品製造業
中分類 27 業務用機械器具製造業	
270	管理, 補助的経済活動を行う事業所
271	事務用機械器具製造業
272	サービス用・娯楽用機械器具製造業
273	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業
274	医療用機械器具・医療用品製造業
275	光学機械器具・レンズ製造業
276	武器製造業
中分類 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	
280	管理, 補助的経済活動を行う事業所
281	電子デバイス製造業
282	電子部品製造業
283	記録メディア製造業
284	電子回路製造業
285	ユニット部品製造業
289	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業
中分類 29 電気機械器具製造業	
290	管理, 補助的経済活動を行う事業所
291	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業
292	産業用電気機械器具製造業
293	民生用電気機械器具製造業
294	電球・電気照明器具製造業
295	電池製造業
296	電子応用装置製造業
297	電気計測器製造業
299	その他の電気機械器具製造業

中分類 30 情報通信機械器具製造業	
300	管理, 補助的経済活動を行う事業所
301	通信機械器具・同関連機械器具製造業
302	映像・音響機械器具製造業
303	電子計算機・同附属装置製造業
中分類 31 輸送用機械器具製造業	
310	管理, 補助的経済活動を行う事業所
311	自動車・同附属品製造業
312	鉄道車両・同部分品製造業
313	船舶製造・修理業, 船用機関製造業
314	航空機・同附属品製造業
315	産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業
319	その他の輸送用機械器具製造業
中分類 32 その他の製造業	
320	管理, 補助的経済活動を行う事業所
321	貴金属・宝石製品製造業
322	装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業(貴金属・宝石製を除く)
323	時計・同部分品製造業
324	楽器製造業
325	がん具・運動用具製造業
326	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業
327	漆器製造業
328	畳等生活雑貨製品製造業
329	他に分類されない製造業

班 長		班 員		担 当 者	
--------	--	--------	--	-------------	--

納税証明書交付申請書

宮城県

県税事務所長 殿

年 月 日

（代理人（代理人申請の場合のみ記入））

住 所

氏 名 ㊟

電話番号 ()

納税義務者

住（居）所
又は所在地

(ふりがな)
氏名又は名称
及び代表者名 ㊟

電 話 番 号 ()

個人番号又は
法人番号

※この欄に納税義務者の押印がない場合は委任状が必要です。

下記のとおり、納税証明書の交付を申請します。
該当する□にレ点を記入し、必要事項を記入し
てください。

<p>①使用目的 (この申請書は使用 目的ごとに作成する こと。)</p>	<p><input type="checkbox"/>金融機関への融資申込み</p> <p><input type="checkbox"/>建設業の許可申請</p> <p><input type="checkbox"/>建設業の変更等の届出</p> <p><input type="checkbox"/>自動車の(名義変更・抹消登録・譲渡) 宮・宮・仙 台 カ ナ</p> <p><input type="checkbox"/>※宮城県入札参加資格等承認申請 (物品調達等・建設工事・建設関連業務)</p> <p><input type="checkbox"/>※酒類(販売・製造)業の免許要件の確認書類 (滞納なし・滞納処分)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>その他 (中小企業施設設備復旧支援事業費補助金)</p>
<p>を 記 入 す る 必 要 は あ り ま せ ん。</p>	<p>②証明事項</p> <p><input type="checkbox"/>納付すべき額、納付済額、未納額</p> <p><input type="checkbox"/>申請前2年以内に納期限が到来した県税に係る徴収金に未納がないこと</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>未納がないこと</p> <p><input type="checkbox"/>その他 ()</p>
	<p>③税 目</p> <p><input type="checkbox"/>法人県民税 <input type="checkbox"/>法人事業税 <input type="checkbox"/>個人事業税 <input type="checkbox"/>自動車税種別割</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>全ての県税 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>
	<p>④期 別 事業年度</p> <p>年度(年) (年 月 日から 年 月 日)</p> <p>年度(年) (年 月 日から 年 月 日)</p> <p>年度(年) (年 月 日から 年 月 日)</p>
<p>⑤請 求 通 数</p>	<p>通</p>

- 注1 使用目的が※の証明及び未納がないことの証明は確認に時間を要する場合があります。
- 注2 法人県民税・法人事業税が証明内容に含まれる場合(全ての県税について未納がないことの証明も含む)納税義務者は本社となります。
- 注3 本社が納税義務者の場合は、代表者印(実印)を押印してください。
- 注4 上記注3に係る代表者の押印がない場合は本社代表者印が押印された委任状が必要となります。
- 注5 窓口に来られた方の身分証明書等を確認する場合があります。
- 注6 加除・訂正した場合で、訂正印のないものは無効です。
- 注7 ④期別事業年度に表してある年度について個人事業税は期別(事業年)として取り扱います。

県機関使用欄

通 枚 円



申請の方法等について御不明な点がございましたら、下記の納税証明書取扱窓口までお問い合わせください。

事務所名	担当班	電話番号	所在地
①宮城県大河原県税事務所	納税第二班	TEL 0224-53-3112	〒989-1243 柴田郡大河原町字南 129-1
②宮城県仙台南県税事務所	納税第二班	TEL 022-248-2986	〒982-0011 仙台市太白区長町 7-22-20
③宮城県仙台中央県税事務所	納税部収納管理班	TEL 022-715-0625	〒980-0011 仙台市青葉区上杉 1-2-3
④ 同 扇町出張所 (自動車税のみの取扱いとなります。)	審査収納班	TEL 022-232-5702	〒983-0034 仙台市宮城野区扇町 3-3-10
⑤宮城県仙台北県税事務所	収納管理班	TEL 022-275-9122	〒981-8510 仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17
⑥宮城県塩釜県税事務所	納税第二班	TEL 022-365-4194	〒985-0024 塩竈市錦町 5-28
⑦宮城県北部県税事務所	納税第二班	TEL 0229-91-0704	〒989-6117 大崎市古川旭 4-1-1
⑧宮城県北部県税事務所 栗原地域事務所	税務班	TEL 0228-22-2111(代)	〒987-2551 栗原市築館藤木 5-1
⑨宮城県東部県税事務所	納税第二班	TEL 0225-98-3410	〒986-0850 石巻市あゆみ野 5丁目7番地
⑩宮城県東部県税事務所 登米地域事務所	税務班	TEL 0220-22-6111(代)	〒987-0511 登米市迫町佐沼字西佐沼 150-5
⑪宮城県気仙沼県税事務所	納税班	TEL 0226-24-2531	〒988-0181 気仙沼市赤岩杉ノ沢 47-6

委任状

(代理人) 住所 _____

氏名 _____

私は、上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

1. 納税証明書の請求及び受領に関する権限

年 月 日

(委任者) 住所又は所在地 _____

氏名又は名称 _____ ④

(法人の場合は、必ず登録のある代表者の印鑑を押印してください。)

補助金申請提出書類チェックリスト【法人用】

○補助金申請の際は、必ずこのチェックリストで提出書類を確認し、申請書と一緒に提出してください。

事業所名

	書 類 名	説 明	チェッ ク欄
1	補助金交付申請書（様式第1号）	県指定の様式。記入要領 12 ページ参照。	
2	事業計画書（別紙1）	県指定の様式。記入要領 13～19 ページ参照。	
3	補助事業に要する経費の根拠が分かる書類（見積書等の写し）	補助対象となる施設・設備の復旧について、施工（販売）の価格が分かる見積書や請求書の写しを添付。	
4	位置図	復旧する事業所の位置がわかるもの。	
5	配置図，平面図等	補助対象となる生産施設及び生産設備の配置がわかるもの。記入要領 20～21 ページ参照。	
6	直近3年間の財務諸表	3期分の「損益計算書」及び「貸借対照表」	
7	定款の写し		
8	登記事項証明書	3ヵ月以内に法務局で発行のもの。全部事項及び現在事項の記載のあるもの。	
9	納税証明書（税目：すべての県税）	県税事務所の窓口で証明を受けること。巻末様式集参照。	
10	暴力団排除に関する誓約書（別紙2）	県指定の様式。「□当社」にチェック☑し、記名押印の上、提出。巻末様式集参照。	
11	役員等名簿	県警照会用の県指定の様式。法人の役員の名等を含めて記載すること。巻末様式集参照。	
12	株主名簿の写し【株式会社】 社員名簿の写し【特例有限会社】	会社法に基づくもので、任意様式。 ※「社員」は「従業員」ではありませんので御注意願います。	
13	台風災害時に所有する資産の内容がわかる書類	台風災害時（令和元年10月12日）の固定資産台帳の写し等資産の一覧が記載されているもの。	
14	中小企業施設設備復旧支援事業に係る申告書（別紙3-1）	県指定の様式。すべての確認事項に回答し、記名押印の上、提出。巻末様式集参照。	
15	保険・共済及び移転補償等に関する誓約書	県指定の様式。「保険等の対象となっている場合」又は「保険等の対象となっていない場合」のいずれかを提出。	
16	「法人事業概況説明書」の写し	平成30年度法人税の申告の際に提出したもの。	
17	罹災（被災）証明書の写し	市町村が発行した事業所に係る「罹災（被災）証明書」の写し。ない場合、被害状況の分かる写真及び書類等を添付。	
18	会社案内，パンフレット等	事業所が発行したもので、事業の概要がわかるもの。【任意】	

補助金申請提出書類チェックリスト【個人事業主用】

○補助金申請の際は、必ずこのチェックリストで提出書類を確認し、申請書と一緒に提出してください。

事業所名

	書 類 名	説 明	チエック欄
1	補助金交付申請書（様式第1号）	県指定の様式。記入要領 12 ページ参照。	
2	事業計画書（別紙1）	県指定の様式。記入要領 13～19 ページ参照。	
3	補助事業に要する経費の根拠が分かる書類（見積書等の写し）	補助対象となる施設・設備の復旧について、施工（販売）の価格が分かる見積書や請求書の写しを添付。	
4	位置図	復旧する事業所の位置がわかるもの。	
5	配置図，平面図等	補助対象となる生産施設及び生産設備の配置がわかるもの。記入要領 20～21 ページ参照。	
6	直近3年間の財務諸表	3期分の「損益計算書」及び「貸借対照表」	
7	住民票抄本	代表者のもの。3カ月以内に発行のもの。	
8	納税証明書（税目：すべての県税）	県税事務所の窓口で証明を受けること。巻末様式集参照。	
9	暴力団排除に関する誓約書（別紙2）	県指定の様式。「□私」にチェック☑し、記名押印の上、提出。巻末様式集参照。	
10	役員等名簿	県警照会用の県指定の様式。役員の名等を全て記載すること。巻末様式集参照。	
11	台風災害時に所有する資産の内容がわかる書類	台風災害時（令和元年10月12日）の固定資産台帳の写し等資産の一覧が記載されているもの。	
12	中小企業施設設備復旧支援事業に係る申告書（別紙3-2）	県指定の様式。すべての確認事項に回答し、記名押印の上、提出。巻末様式集参照。	
13	保険・共済及び移転補償等に関する誓約書	県指定の様式。「保険等の対象となっている場合」又は「保険等の対象となっていない場合」のいずれかを提出。	
14	「青色申告決算書」又は「収支内訳書」の写し	平成30年の所得税確定申告の際に提出したもの。	
15	罹災（被災）証明書の写し	市町村役場が発行した事業所に係る「罹災（被災）証明書」の写し。ない場合、被害状況の分かる写真及び書類等を添付。	